

雄武町地域防災計画 修正の概要

1. 雄武町地域防災計画

雄武町地域防災計画は、町の災害に関して、町と防災関係機関が処理すべき事務や業務を総合的に定めるとともに、町民の生命や身体、財産等を各種災害から守る対策を、総合的かつ計画的に実施することを目的に作成されたものです。

2. 雄武町地域防災計画の見直し方針

平成23年に発生した東日本大震災や平成27年に発生した平成27年9月関東・東北豪雨等の大きな災害の教訓を踏まえ、災害対策基本法の一部改正、防災基本計画の見直しが行われました。道においても、平成28年5月末に北海道地域防災計画の修正が行われました。今回の修正では、国や道の計画と整合を図りつつ、雄武町における防災上の課題を整理し、近年発生した災害の教訓を加え、より実効性の高い計画にすることを目的に、全面修正を行いました。また、以下の4点についても、内容の追加、拡充を行っています。

見直し方針	1 自助・共助による地域防災力の強化を図る
	2 平常時から防災への取り組みの推進
	3 多様な地域住民に配慮した避難対策
	4 地震・津波防災の強化

3. 雄武町地域防災計画の構成の変更

雄武町地域防災計画の構成を、北海道地域防災計画にならい、次のように変更しました。

現行計画		見直し後	
	第1章 総則		第1章 総則
	第2章 防災組織		第2章 雄武町の概況 (現行第1章より移設)
	第3章 災害情報通信計画		第3章 防災組織 (現行第3章より一部移設)
	第4章 災害予防計画		第4章 災害予防計画 (現行第3章より一部移設)
	第5章 災害応急対策計画		第5章 災害応急対策計画 (現行第3章より一部移設)
	第6章 特殊災害対策計画		第6章 地震・津波災害対策計画 (現行第6章の一部を章として記載)
	第7章 災害復旧計画		第7章 事故災害対策計画
	資料		第8章 災害復旧・被災者援護計画
			資料

4. 雄武町地域防災計画の修正の概要

第1章 総則

雄武町地域防災計画の目的、計画推進に当たっての基本的事項、防災業務に係る各防災関係機関とその役割、町民と事業者の基本的な責務等について記載しています。

主な修正点

■ 第2節 用語の定義 (P.1-002)

雄武町地域防災計画で用いられる用語の定義を追加し、従来の箇条書き形式から表形式へ変更

■ 第3節 計画推進に当たっての基本となる事項 (P.1-003)

雄武町地域防災計画を推進するに当たっての基本的な事項を追加

■ 第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (P.1-005～1-010)

機関名等を修正

■ 第6節 町民及び事業所の基本的責務 (P.1-011～1-013)

町民・事業所の役割について明記

主体	基本的責務	
	平常時	災害時
町民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災に関する知識の習得 ○ 生活必需品の備蓄 ○ 防災活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者への支援 ○ 避難場所における自主的活動 ○ 町等の防災活動への協力
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災対策の実施 ○ 事業継続計画（BCP）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次災害の防止 ○ 災害応急・復旧対策に必要なとなる物資・資材の提供
地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自発的な防災活動に関する計画の作成 	

第2章 雄武町の概況

町の地勢や気候、過去に起きた災害等を記載しています。なお、本章は、現行計画第1章第4節「雄武町の地勢と災害の概要」を移行し、新たな章として記載しています。

主な修正点

■ 第1節 町の地勢 (P.2-001～2-014)

- ・ 雄武町の位置と、その周辺部を示す図を追加
- ・ 気象概況及び過去の災害を更新（近年の情報を追加）

第3章 防災組織

防災会議の構成、災害対策本部の組織、災害予防・応急対策に必要な配備体制等、防災に関する組織について記載しています。なお、第2節は、現行計画第3章「災害情報通信計画」から移設しています。

主な修正点

■ 第1節 組織計画 (P.3-001～3-007)

- 雄武町防災会議条例の改訂に伴い、防災会議を構成する組織を修正・追加
- 災害対策本部の設置基準を修正
- 災害対策本部の配備体制を修正

- 警戒配備や非常配備の基準等の記述を修正

■ 第2節 気象業務に関する計画 (P.3-008～3-023)

- 現行計画第3章から移設
- 気象業務法が改正されたことを受け、各種警報や注意報の発表基準等の記述の修正
- 災害が発生する可能性があるような異常な現象を発見した者がとるべき措置に関する記述を追加

第4章 災害予防計画

災害発生の未然防止のために必要とする施策の実施、災害発生原因の除去や施設の改善、自助力の強化、避難支援の強化等、そして円滑な災害応急対策と災害復旧に資するための協力体制の構築等について具体的に記載しています。

主な修正点

■ 構成の変更

現行計画	見直し後
第1節 重要警戒区域及び整備計画	第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び 防災教育の推進に関する計画
第2節 消防計画	第2節 防災訓練計画
第3節 林野火災予防計画	第3節 物資及び防災資機材等の 整備・確保に関する計画
第4節 雪害対策計画	第4節 相互応援（受援）体制整備計画
第5節 融雪災害予防計画	第5節 自主防災組織の育成等に 関する計画
第6節 防災訓練計画	第6節 避難体制整備計画
第7節 水防計画	第7節 避難行動要支援者等の 要配慮者に関する計画
第8節 海難予防及び救助計画	第8節 情報収集・伝達体制整備計画
第9節 急傾斜地防災対策計画	第9節 建築物災害予防計画
	第10節 上下水道災害予防計画
	第11節 消防計画
	第12節 文教予防計画
	第13節 農林水産業予防計画
	第14節 水害予防計画

見直し後（つづき）	
第15節	風害予防計画
第16節	雪害予防計画
第17節	融雪災害対策計画
第18節	高波、高潮災害予防計画
第19節	土砂災害の予防計画
第20節	積雪・寒冷対策計画
第21節	複合災害に関する計画
第22節	孤立化予防対策
第23節	業務継続計画の策定

- **第 1 節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画** (P.4-001～4-004)
 現行計画を全面修正し、実施責任者や実施に当たって配慮すべき事項、普及・啓発・教育の方法とその内容等に関する記述を追加

- **第 2 節 防災訓練計画** (P.4-005～4-006)
 - 防災訓練の実施機関に関する記述を追加
 - 防災訓練の種別に関する記述を拡充
 - 協定締結先との相互応援の実施に関する記述を追加
 - 民間団体等との連携に関する記述を追加
 - 複合災害に対応した訓練の実施に関する記述を追加

- **第 3 節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画** (P.4-007～4-011)
 災害時において町民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に関する計画を新たに追加

- **第 4 節 相互応援（受援）体制整備計画** (P.4-012)
 災害発生時における道・他市町村等との相互応援・受援体制の整備、連携の強化に関する計画を新たに追加

- **第 5 節 自主防災組織の育成等に関する計画** (P.4-013～4-015)
 災害予防、被害軽減を図るため、町民、事業所等における自主防災体制の整備、育成に関する計画を新たに追加

- **第 6 節 避難体制整備計画** (P.4-016～4-021)
 災害から町民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所の確保及び整備等に関する計画を新たに追加

- **第 7 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画** (P.4-022～4-025)
災害発生時における要配慮者の安全の確保等に関する計画を新たに追加
- **第 8 節 情報収集・伝達体制整備計画** (P.4-026～4-027)
防災関係機関等の情報交換、情報の伝達体制の整備等に関する計画を新たに追加
- **第 9 節 建築物災害予防計画** (P.4-028)
風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するための必要な措置事項に関する計画を新たに追加
- **第 10 節 上下水道災害予防計画** (P.4-029)
上下水道施設の災害対策、災害発生時に備えての体制整備に関する計画を新たに追加
- **第 11 節 消防計画** (P.4-030～4-032)
消防体制の整備、消防力の整備、教育訓練、広域応援体制に関する記述を修正
- **第 12 節 文教予防計画** (P.4-033)
学校や保育所等の文教施設における災害予防に関する計画を新たに追加
- **第 13 節 農林水産業予防計画** (P.4-034～4-035)
農林水産業の被害を最小限にとどめるために、町や施設管理者が実施する予防対策に関する計画を新たに追加
- **第 14 節 水害予防計画** (P.4-036)
水害への予防対策に関する計画を新たに追加
- **第 15 節 風害予防計画** (P.4-037)
風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防に関する計画を新たに追加
- **第 16 節 雪害予防計画** (P.4-038～4-039)
雪害に備え、町の雪害対策実施のための体制に関する記述を新たに追加
- **第 17 節 融雪災害対策計画** (P.4-040～4-041)
融雪災害に備え、町の融雪災害対策実施のための体制、水防資機材に関する記述を追加
- **第 18 節 高波、高潮災害予防計画** (P.4-042)
高波、高潮災害への町が実施する予防対策に関する計画を新たに追加

■ **第19節 土砂災害の予防計画** (P.4-043～4-046)

土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区を含む土砂災害の予防対策に関する計画を新たに追加

■ **第20節 積雪・寒冷対策計画** (P.4-047～4-048)

積雪・寒冷期において災害が発生した場合に備え、町が実施する積雪・寒冷対策に関する計画を新たに追加

■ **第21節 複合災害に関する計画** (P.4-049)

複合災害が発生する可能性を認識し、複合災害を想定した訓練の実施や知識の普及等に関する計画を新たに追加

■ **第22節 孤立化予防対策** (P.4-050～4-051)

孤立状態となることが予想される地域についての孤立化予防体制に関する計画を新たに追加

■ **第23節 業務継続計画の策定** (P.4-052～4-053)

災害発生時において、町、事業者が災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するための業務継続計画の策定に関する計画を新たに追加

第5章 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の防御、または救助や応急対策を行う等の災害の拡大防止に向けた具体的な計画について記載しています。

主な修正点

■ 構成の変更

現行	
第1節	応急措置実施計画
第2節	職員の動員計画
第3節	他機関に対する応援出動要請計画
第4節	災害広報計画
第5節	避難救出計画
第6節	食糧供給計画

見直し後	
第1節	災害情報収集・伝達計画
第2節	職員の動員計画
第3節	災害通信計画
第4節	災害広報・情報提供計画
第5節	避難対策計画
第6節	応急措置実施計画

現行（つづき）	
第 7 節	衣料、生活必需品等物資供給計画
第 8 節	給水計画
第 9 節	医療及び助産計画
第 10 節	防疫計画
第 11 節	清掃計画
第 12 節	行方不明者の捜索及び死体の 収容、処理並びに埋葬計画
第 13 節	障害物除去計画
第 14 節	輸送計画
第 15 節	労務供給計画
第 16 節	文教対策計画
第 17 節	応急土木対策計画
第 18 節	住宅対策計画
第 19 節	災害警備計画
第 20 節	自衛隊災害派遣要請計画
第 21 節	人的及び家屋等被害調査計画
第 22 節	応急飼料計画

見直し後（つづき）	
第 7 節	自衛隊派遣要請及び 派遣活動計画
第 8 節	広域応援・受援計画
第 9 節	ヘリコプター等活用計画
第 10 節	救助救出計画
第 11 節	医療救護計画
第 12 節	防疫計画
第 13 節	災害警備計画
第 14 節	交通応急対策計画
第 15 節	輸送計画
第 16 節	食料供給計画
第 17 節	給水計画
第 18 節	農林水産業応急計画
第 19 節	衣料、生活必需物資供給計画
第 20 節	石油類燃料供給計画
第 21 節	電力施設災害応急計画
第 22 節	ガス施設災害応急計画
第 23 節	上下水道施設対策計画
第 24 節	応急土木対策計画
第 25 節	被災宅地安全対策計画
第 26 節	住宅対策計画
第 27 節	障害物除去計画
第 28 節	文教対策計画
第 29 節	行方不明者の捜索及び 遺体の収容処理埋葬計画
第 30 節	家庭動物等対策計画
第 31 節	応急飼料計画
第 32 節	廃棄物等処理計画
第 33 節	防災ボランティアとの連携計画
第 34 節	労務供給計画
第 35 節	職員派遣計画
第 36 節	災害救助法の適用と実施

■ 第 1 節 災害情報収集・伝達計画（P5-001～5-004）

災害予防・応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等について現行計画第 3 章第 3 節「災害発生時の情報収集、報告及び伝達系統」より一部を移設し、内容を拡充

■ 第 2 節 職員の動員計画 (P.5-005～5-007)

休日又は退庁後の伝達、非常登庁に関する記述を修正

■ 第 3 節 災害通信計画 (P.5-008～5-012)

- 現行計画第 3 章第 2 節「災害通信計画」より移設
- 通信手段の確保や通信設備の利用、通信途絶時における措置等に関する記述を修正

■ 第 4 節 災害広報・情報提供計画 (P.5-013～5-015)

- 節名を「災害広報計画」から「災害広報・情報提供計画」へ変更
- 災害広報、情報提供の方法に関する記述を新たに追加
- 安否情報の提供に関する記述を新たに追加

■ 第 5 節 避難対策計画 (P.5-016～5-034)

- 節名を「避難救出計画」から「避難対策計画」へ変更
- 町民への避難準備情報の提供、避難のための立退きの勧告・指示、屋内退避等の安全確保措置の指示に関する記述を新たに追加
- 避難措置を行う上での、町、防災関係機関相互間での連絡、助言、協力、援助に関する記述を新たに追加
- 避難勧告等の判断基準、対象地域に関する記述を新たに追加
- 避難行動要支援者への避難行動支援に関する記述を新たに追加
- 避難路、避難場所の安全の確保に関する記述を新たに追加
- 避難場所内における良好な生活環境の確保に関する記述を新たに追加
- 避難場所の運営、管理に関する記述を新たに追加
- 避難について、町域を越えた広域一時滞在に関する記述を新たに追加

■ 第 6 節 応急措置実施計画 (P.5-035～5-036)

警戒区域の設定について、町長のほかに、消防吏員・消防団員、水防団長・水防団員・消防機関に属する者、警察官、自衛隊の権限に関する記述を新たに追加

■ 第 7 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画 (P.5-037～5-039)

- 節名を「自衛隊災害派遣要請計画」から「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」へ変更
- 災害派遣要請に関する記述を修正
- 派遣部隊の支援活動内容、連絡体制、災害派遣時の自衛官の権限に関する記述を新たに追加

■ 第 8 節 広域応援・受援計画 (P.5-040～5-041)

町単独では応急対策が実施できない大規模な災害が発生した場合の応援体制、受援体制に関する計画を新たに追加

■ **第 9 節 ヘリコプター等活用計画** (P.5-042～5-046)

災害時におけるヘリコプター等の活用に関する計画を新たに追加

■ **第 10 節 救助救出計画** (P.5-047)

- 現行計画第 5 章第 5 節の 2 「救出計画」 から移行
- 災害によって生命または身体に危険が及んでいる者等の救助救出について、実施責任者、活動内容に関する記述を修正

■ **第 11 節 医療救護計画** (P.5-048～5-049)

- 節名を「医療及び助産計画」から「医療救護計画」に変更
- 活動する機関や医療救護の対象者、救護の設置、輸送体制に関する記述を新たに追加
- 救護所の設置基準、設置場所に関する記述を新たに追加
- 重症患者等の輸送体制に関する記述を新たに追加
- 医療機関の状況を更新

■ **第 12 節 防疫計画** (P.5-050～5-052)

- 感染症の予防及び感染症にかかった患者等への措置に関する記述を拡充
- 避難場所等の応急施設への防疫指導に関する記述を修正

■ **第 13 節 災害警備計画** (P.5-053～5-054)

災害発生時において北海道警察及び第一管区海上保安本部が実施する警戒、警備に関する記述を全面修正

■ **第 14 節 交通応急対策計画** (P.5-055～5-060)

災害時の交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保に関する記述を新たに追加

■ **第 15 節 輸送計画** (P.5-061～5-063)

海上の輸送、輸送の範囲、災害時輸送の費用の支払いに関する記述を新たに追加

■ **第 16 節 食料供給計画** (P.5-064～5-065)

- 節名を「食糧供給計画」から「食料供給計画」へ変更
- 炊き出しの対象者及び施設に関する記述を修正
- 食料の輸送に関する計画、備蓄に関する計画を新たに追加

■ **第 18 節 農林水産業応急計画** (P.5-068～5-069)

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策に関する計画を新たに追加

- **第19節 衣料、生活必需物資供給計画** (P.5-070～5-071)
物資供給に係る費用の限度・期間に関する記述を新たに追加
- **第20節 石油類燃料供給計画** (P.5-072)
災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給に関する計画を新たに追加
- **第21節 電力施設災害応急計画** (P.5-073)
災害時の電力供給のための応急対策に関する計画を新たに追加
- **第22節 ガス施設災害応急計画** (P.5-074)
災害時のガス供給のための応急対策に関する計画を新たに追加
- **第23節 上下水道施設対策計画** (P.5-075)
災害時における上下水道の応急復旧対策に関する計画を新たに追加
- **第24節 応急土木対策計画** (P.5-076～5-077)
災害の原因・被害種別、関係機関等との協力に関する記述を新たに追加
- **第25節 被災宅地安全対策計画** (P.5-078～5-079)
大規模かつ広範囲な宅地の被災が生じた場合における被災宅地危険度判定士の活用等に関する計画を新たに追加
- **第26節 住宅対策計画** (P.5-080～5-083)
応急仮設住宅の建設や住宅の応急修理等の住宅対策の実施責任及び実施方法、実施内容に関する記述を拡充
- **第27節 障害物除去計画** (P.5-084～5-085)
 - 道路、河川、海上等において障害となっているものの除去に関する記述を拡充
 - 放置車両への措置に関する記述を追加
- **第28節 文教対策計画** (P.5-086～5-088)
 - 実施責任、応急対策に関する記述を拡充及び修正
- **第29節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画** (P.5-089～5-091)
 - 節名を「行方不明者の捜索及び死体の収容、処理並びに埋葬計画」から「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」へ変更
 - 「死体」という表記を「遺体」へ修正
 - 実施責任、実施方法に関する記述の修正
 - 遺体の処理、変死体の届出、広域火葬に関する記述を新たに追加

■ **第30節 家庭動物等対策計画** (P.5-092)

災害時における家庭動物等の取扱いに関する計画を新たに追加

■ **第32節 廃棄物等処理計画** (P.5-094～5-095)

災害時における被災地のごみ収集等といった廃棄物等の処理に関する計画を新たに追加

■ **第33節 防災ボランティアとの連携計画** (P.5-096～5-097)

災害時における日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体、NPOとの連携に関する計画を新たに追加

■ **第35節 職員派遣計画** (P.5-099～5-100)

- 節名を「他機関に対する応援出動要請計画」から「職員派遣計画」へ変更
- 派遣職員の身分取扱に関する記述を拡充

■ **第36節 災害救助法の適用と実施** (P.5-101～5-104)

災害救助法の適用と実施に関する計画を新たに追加

第6章 地震・津波災害対策計画

地震・津波災害への防災対策を記載しています。現行計画では第6章の第1節に「地震災害対策計画」、第3節に「津波災害対策計画」が記載されていますが、新たに章として移設し、内容を拡充しています。

主な修正点

■ **第1節 雄武町における地震・津波の想定** (P.6-001～6-004)

雄武町において想定されている地震、津波に関する記述を新たに追加

■ **第2節 災害予防計画** (P.6-005～6-019)

- 地震に強いまちづくりを推進するための計画を新たに追加
- 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発に関する計画を新たに追加
- 防災訓練の実施に関する計画を新たに追加
- 物資や防災資機材等の整備、確保に関する計画を新たに追加
- 他の自治体等との相互応援・受援に関する計画を新たに追加
- 自主防災組織の育成に関する計画を新たに追加
- 避難場所や避難路等、避難をするための体制に関する計画を新たに追加

- 要配慮者に関する計画を新たに追加
- 津波災害の予防及び防止に関する記述を修正・拡充
- 地震に起因して発生する多発火災、大規模火災の拡大防止に関する計画を新たに追加
- 危険物等に関する計画を拡充
- 地震災害から建築物等を防御するための計画を新たに追加
- 地震に起因して発生する土砂災害の予防に関する計画を新たに追加
- 液状化災害の予防に関する計画を新たに追加
- 積雪・寒冷期の災害発生に備えるための計画を新たに追加
- 業務継続計画（BCP）の策定に関する計画を新たに追加
- 複合災害に備えるための計画を新たに追加

■ 第3節 災害応急対策計画（P6-020～6-030）

- 緊急地震速報等の地震・津波に関する情報の拡充
- 地震、津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画を新たに追加
- 被災者への情報伝達のための災害広報などに関する計画を新たに追加
- 地震等を起因とする火災への対策に関する計画を新たに追加
- 津波災害に関する警報発令時及び発生のおそれがある場合の応急対策に関する計画を新たに追加
- 警戒、警備についての計画を新たに追加
- 地震、津波の発生時における交通の混乱を防止するための計画を新たに追加
- 災害応急・復旧に必要な移送手段等に関する計画を新たに追加
- ヘリコプターの利活用に関する計画を新たに追加
- 食料の供給に関する計画を新たに追加
- 地震、津波による水道施設の損壊に備え、給水に関する計画を修正
- 衣料や生活必需品等の供給に関する計画を新たに追加
- 地震、津波災害時の石油類の供給に関する計画を新たに追加
- 上下水道、電気施設等の生活関連施設における地震対策を追加
- 地震、津波災害時における医療救護の実施や防疫に関する計画を修正
- 地震、津波により被災した地域のごみ収集等に関する計画を新たに追加
- 地震、津波災害時におけるペット等の取扱いに関する計画を新たに追加
- 地震、津波により被災した地域の学校施設や教育に関する計画を新たに追加
- 応急仮設住宅や住宅の応急修理に関する計画を新たに追加
- 被災した建築物の倒壊等を防止するための計画を新たに追加
- 大規模な地震が発生した際の被災宅地危険度判定士の活用等に関する計画を新たに追加
- 行方不明者の捜索、遺体の収容等に関する計画
- 障害物の除去に関する計画を新たに追加
- 他の市町村との広域的な応援及び受援に関する計画を新たに追加
- 自衛隊の災害派遣に関する計画を新たに追加

- 防災ボランティアとの連携に関する計画を新たに追加
- 災害救助法の適用と実施に関する計画を新たに追加

■ 第4節 災害復旧・被災者援護計画（P.6-031～6-032）

災害の復旧、被災者の援護に関する計画を新たに追加

第7章 事故災害対策計画

道路災害や林野火災等の大規模な事故災害について、それぞれに予防及び応急対策を具体的に記載しています。

主な修正点

■ 第1節 海上災害対策計画（海難対策計画）（P.7-001～7-005）

海難対策計画の内容を修正及び拡充

■ 第2節 海上災害対策計画（流出油等対策計画）（P.7-006～7-011）

流出油等への対策に関する計画を新たに追加

■ 第3節 航空災害対策計画（P.7-012～7-017）

雄武町内における航空機の墜落炎上等の大規模な事故への対策に関する計画を新たに追加

■ 第4節 道路災害対策計画（P.7-018～7-023）

道路構造物の被災等による救急救助活動や消火活動が必要となる災害の発生から防御するための予防・応急対策計画を新たに追加

■ 第5節 危険物等災害対策計画（P.7-024～7-031）

危険物の流出等による災害の発生に備えるための予防・災害応急対策を新たに追加

■ 第6節 大規模な火事災害対策計画（P.7-032～7-035）

多数の死傷者が出るような大規模な火事災害の発生から防御するための計画を新たに追加

■ 第7節 林野火災対策計画（P.7-036～7-042）

- 現行計画の第4章より移設
- 節名を「林野火災予消防計画」から「林野火災対策計画」へ変更
- 予防・応急対策に関する内容を拡充

■ 第8節 大規模停電対策計画 (P.7-043～7-046)

大規模停電が発生した場合への対策を新たに追加

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際の被災施設の復旧、被災者に対する適切な援護について具体的に記載しています。

主な修正点

■ 第2節 被災者援護計画 (P.8-003～8-005)

- 被災者生活再建支援金の支給をはじめとする支援措置に活用される罹災証明書について、遅滞なく発行するための措置に関する記述を新たに追加
- 被災者支援を総合的かつ効果的に実施するため、被害状況や支援状況等を一元的に集約した被災者台帳の作成に関する記述を新たに追加